

緊急事態宣言の再延長に伴う県立学校の対応について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび本県に出されていた緊急事態宣言が6月20日（日）まで再度延長となりました。

本校の取り組みについては、令和3年5月11日付け文書「緊急時程宣言の延長にかかる県立学校の対応について」でご理解とご協力をお願いしたとおりでありますが、令和3年5月28日付けで「緊急事態宣言の再延長に伴う県立学校の対応について」の通知がありましたので、この通知を踏まえて下記の点についてお知らせします。

記

1 学校教育活動[令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）]について

(1) 児童生徒の登校前の健康観察の徹底

- ・ 児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は「出席停止」としますので登校しないでください。なお欠席連絡は、必ず保護者の方から行ってください。（対象とならない場合がありますので、ご確認ください。）

(2) 教育活動時における感染防止対策の徹底

- ・ マスクの着用、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底し活動を実施する。
- ・ 昼食については、飛沫を飛ばさないよう無言喫食、机の距離を開けるなどの指導を徹底します。

(3) 外出規制について

- ・ 不要不急の外出は厳に慎むようにしてください。

2 部活動[令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）]について

生徒の心身の健康を維持する観点から、感染予防対策を実施の上、次のように部活動を引き続き実施します。

(1) 平日(4日)

- ・ 十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみ活動を実施します。
- ・ 練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
- ・ 活動時間は2時間以内とします。

(2) 土日

- ・ 原則休止とします。
ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習（合宿等、宿泊を伴う活動は除く）は行い、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とします。
- ・ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は実施します。

3 その他

- (1) 登校前の健康観察を十分に行い、発熱等風邪症状のある場合は登校しないでください。登校に際しては、保健所やかかりつけ医等の指示に従ってください。
- (2) 休日等学校に電話のつながらない時間帯の新型コロナウイルス感染症に関わる連絡は、すでにお知らせしているメールにご連絡ください。